

※加算を算定する時期によって必要書類の提出が異なりますので、ご注意ください。

介護職員等処遇改善加算	対象サービス	提出物	提出月切
令和8年4月及び5月に新規に処遇改善加算を算定し始める場合または処遇改善加算の区分を変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業サービス 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4） ③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 4月15日（水）
令和8年4月及び5月に処遇改善加算を算定し、令和8年6月以降も処遇改善加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービス 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）	令和8年 5月15日（金）
		③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 4月15日（水）
令和8年4月及び5月に処遇改善加算を算定し、令和8年6月以降も処遇改善加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）	令和8年 6月1日（月）
		③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 4月15日（水）
令和8年6月以降に新規に処遇改善加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・介護予防・日常生活支援総合事業サービス 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ※総合事業は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）	令和8年 5月15日（金）
		③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 6月15日（月）
令和8年6月以降に新規に処遇改善加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）	令和8年 6月1日（月）
		③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 6月15日（月）
令和8年6月に新設された処遇改善加算を算定する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ・介護予防支援（地域包括支援センターを含む） ・介護予防ケアマネジメント 	①介護給付費算定に係る体制等に関する進達書（別紙3-2） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1） ※介護予防支援事業は（別紙1-2） ※介護予防ケアマネジメントは（別紙1-4） ③介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書	令和8年 6月15日（月）
令和8年度介護職員等処遇改善加算を算定した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善計画を提出した全サービス事業所 	④介護職員等処遇改善加算処遇改善実績報告書	令和9年 7月30日（金）